

箕輪町インターンシップ実施要綱

制定 平成25年4月1日

箕輪町告示第118号

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、箕輪町（以下「町」としう。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 箕輪町インターンシップ制度は、学生に対して町における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や町政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習生の受入手続き等)

第3条 教育機関は、その教育の一環として町における学生の実習を希望するときは、箕輪町総務課長（以下「総務課長」という。）に対して別記様式1により実習の申込みを行うものとする。

2 総務課長は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を教育機関に通知する。

- (1) 希望する実習の内容が町で予定している実習テーマと合致していること
- (2) 教育機関において、事前の学習やインターンシップ終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること
- (3) 町に行う業務に支障がないこと

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、総務課長は、実習の受入先となる各課長に協議するものとする。

4 学生の受入れを決定した場合は、町は教育機関と別記様式2により協定を締結する。

(報酬等)

第4条 町は、実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有する。

(実習に専念する義務)

第6条 実習生は、箕輪町職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、町の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

- 2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。
- 3 実習生は、町の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第9条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 町は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- 3 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、町に対しその損害を賠償しなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、町は一切の責任を負わない。
- 5 実習生が第三者に与えた損害等により、町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により町が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、町に対して別記様式3により誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 町は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、町は教育機関にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第12条 町は、教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、箕輪町インターンシップに関して必要な事項は、別に定める。